

臭化メチルの飼料用植物への使用に関する安全性の確保

ポイント！

- 植物検疫では輸入農産物から害虫が発見された場合、臭化メチル等の検疫くん蒸剤による消毒措置を実施した上で輸入を認めているが、臭化メチル剤は農薬取締法に基づき登録された農薬であり、人体や環境への影響に関する最新の科学的データを整備し、**農薬としての安全性を確保していくことが必要**。
- 臭化メチル剤はトウモロコシ、ダイズ等の飼料用植物に対しても消毒措置で使用されるため、同薬剤で消毒後の**飼料用植物を通じた畜産物の安全性を確保していくことが必要**。

現状・課題

・ 臭化メチル剤は、短時間での消毒が可能であり、かつ、被くん蒸物への薬害を生じ難いことから、輸入検査の消毒措置において、多種多様な品目に用いられている。

・ 我が国は多くの飼料用植物を海外から輸入しており、当該植物に対しても農薬である臭化メチル剤を用いた消毒措置を実施していることから、農薬としての使用に当たり、飼料用植物を通じた畜産物の安全性を確保するための消毒方法等を新たに確立することが必要。

必要な研究

① 安全性の高い消毒方法の確立

飼料用植物の輸入検査で害虫が発見された場合に行う**サイロ及び倉庫での消毒における臭化メチルの残留がより少ない消毒方法の開発**

② 飼料製造工程における残留量の減衰に係る研究

臭化メチルによる消毒が行われた飼料用植物について、**国内飼料工場で多様な製造工程を経ることによる品別の残留量の減衰傾向を特定するためのデータ収集**



研究成果の活用

研究で得られた成果を用いて、畜産物への安全性が確保された飼料用植物に対する臭化メチル剤での消毒方法を策定し、輸入検査現場に導入・活用する。